

秋 田 市 公 報

あきた

第1223号

令和8年10月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども総務課（第46号）	4
秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例	子ども育成課（第47号）	8
秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	教育委員会学事課（第48号）	9
秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例	議会事務局総務課（第49号）	10
秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例	上下水道局総務課（第50号）	11
秋田市下水道条例等の一部を改正する条例	上下水道局総務課（第51号）	14

規則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第54号）	22
秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第55号）	23

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第5号）	27
秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第6号）	29

告示

出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第273号）	31
地方税法に基づく公示送達について	後期高齢医療課（第274号）	33
地方税法に基づく公示送達について	納税課（第275号）	34

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課（第276号）	35
地方税法に基づく公示送達について	納税課（第277号）	36
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第278号）	37
地方税法に基づく公示送達について	資産税課（第279号）	38
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第280号）	39
地方税法に基づく公示送達について	市民税課（第281号）	40
地方税法に基づく公示送達について	国保年金課収納推進室（第282号）	41
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第283号）	42
地方税法に基づく公示送達について	後期高齢医療課（第284号）	44
地方税法に基づく公示送達について	国保年金課（第285号）	45
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第286号）	46
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第287号）	47
地方税法に基づく公示送達について	介護保険課（第288号）	48
指定公金事務取扱者への委託について	千秋美術館（第289号）	49
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第290号）	50
令和8年8月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第291号）	51
令和8年8月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について	総務課（第292号）	65

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第11号）	103
-----------------	----------------	-----

選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第22号）	104
---	------------------	-----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第11号）	105
----------------	----------------	-----

公告

許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	106
都市計画の変更の案の縦覧について	都市計画課	107
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	109

教委公告

令和9年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	110
令和9年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募集について	教育委員会学事課	113

選管公告

検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局	116
--	------------	-----

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第46号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 項中「次条」の次に「、第13条の 2」を加える。

第13条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の 2 児童福祉施設の設置者は、法第45条第 7 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第69号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第6条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなけれ

ばならない。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第4条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この項において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第46条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第46条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実

確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第62条中「第33条」の次に「、第46条」を加える。

第83条、第84条、第96条および第101条中「第45条まで、第47条から」を削る。

（秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 秋田市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋 田 市 長 沼 谷 純

秋田市条例第47号

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例

秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市岩見三内保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第48号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場の項中「秋田市立将軍野中学校、土崎中学校共同調理場」を「秋田市立将軍野中学校等共同調理場」に改め、同表秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場の項中「秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場」を「秋田市立城東中学校等共同調理場」に改め、同表秋田市立下新城小学校等共同調理場の項を削り、同表に次のように加える。

秋田市立保戸野小学校、明德小学校共同調理場	秋田市保戸野すわ町9番60号
-----------------------	----------------

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の表秋田市立城東中学校、桜中学校共同調理場の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第49号

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則中「36人」を「34人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第50号

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

(秋田市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 基本料金

メーターの口径	料金（1 月につき）
13ミリメートル	940円
20ミリメートル	1,600円
25ミリメートル	3,600円
40ミリメートル	10,380円
50ミリメートル	17,690円
75ミリメートル	39,900円
100ミリメートル	66,500円
150ミリメートル	146,300円
200ミリメートル	212,800円

(2) 従量料金

種別および用途	区分	料金（1 月につき）

一 般 用	メーター口径 20ミリメートル以下	1立方メートルから10立方メートルまで	1立方メートルにつき 74円
		11立方メートルから20立方メートルまで	1立方メートルにつき 180円
		21立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 293円
		101立方メートル以上	1立方メートルにつき 326円
	メーター口径 25ミリメートル以上	1立方メートルから50立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円
		51立方メートルから100立方メートルまで	1立方メートルにつき 293円
		101立方メートル以上	1立方メートルにつき 326円
	浴場用		1立方メートルにつき 74円

（秋田市小規模水道施設条例の一部改正）

第2条 秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号を次のように改める。

（1）基本料金（1月につき）

メーターの口径	料金
13ミリメートル	940円
20ミリメートル	1,600円
25ミリメートル	3,600円

（2）従量料金（1月につき）

--	--

メーターの口径	区分	料金（1立方メートルにつき）
13ミリメートルおよび 20ミリメートル	1立方メートルから10立方メートルまで	74円
	11立方メートルから20立方メートルまで	180円
	21立方メートルから50立方メートルまで	253円
	51立方メートルから100立方メートルまで	293円
	101立方メートル以上	326円
25ミリメートル	1立方メートルから50立方メートルまで	253円
	51立方メートルから100立方メートルまで	293円
	101立方メートル以上	326円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の秋田市水道事業給水条例の規定および第2条の規定による改正後の秋田市小規模水道施設条例の規定は、令和9年6月に同年6月分として徴収する水道料金から適用し、同年5月分として徴収する水道料金までについては、なお従前の例による。

秋田市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第51号

秋田市下水道条例等の一部を改正する条例

(秋田市下水道条例の一部改正)

第 1 条 秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「額は、」の次に「別表に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

区 域	種別	基本使用料	従量使用料	
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
処 理 区 域	一般 汚水	1,130円	10立方メートルまでの分	8円
			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
			100立方メートルを超え500立	366円

			方メートルまでの分	
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
			1,000立方メートルを超える分	499円
	公衆浴場汚水	1,130円		57円
	処理区域以外の区域	643円	10立方メートルまでの分	6円
			10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	126円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	145円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	163円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	199円
			500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	230円
			1,000立方メートルを超える分	277円
	公衆浴場汚水	643円		32円

備考

- この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
- この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定に

より統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

区域	種別	基本使用料	従量使用料	
			汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
処理区域	一般汚水	1,130円	10立方メートルまでの分	8円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
			15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
			500立方メートルを超える分	208円
	公衆浴場汚水	1,130円		57円
処理区域以外の区域	一般汚水	643円	10立方メートルまでの分	6円
			10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	53円
			15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	94円
			100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	101円
			500立方メートルを超える分	107円
	公衆浴場汚水	643円		32円

備考

1 この表において「一般汚水」とは、公衆浴場汚水以外の汚水を

いう。

- 2 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場の汚水をいう。

(秋田市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条中「額は、」の次に「別表第2に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表第2」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

- 1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水の量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

- 2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水の量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

（秋田市地域下水道条例の一部改正）

第３条 秋田市地域下水道条例（平成元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条中「額は、」の次に「別表第２に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表第２」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第14条関係）

１ 水道水を使用した場合の使用料（１月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円

	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

2 水道水以外の水を使用した場合の使用料（1月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（1立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

（秋田市個別排水処理施設条例の一部改正）

第4条 秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第22条中「額は、」の次に「別表に定める基本使用料と」を加え、「応じ、別表」を「応じて同表」に、「算定した額」を「算定した従量使用料との合計額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第22条関係）

1 水道水を使用した場合の使用料（1月につき）

--	--

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	213円
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	299円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	366円
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	422円
	1,000立方メートルを超える分	499円

２ 水道水以外の水を使用した場合の使用料（１月につき）

基本使用料	従量使用料	
	汚水量	金額（１立方メートルにつき）
1,130円	10立方メートルまでの分	8円
	10立方メートルを超え15立方メートルまでの分	98円
	15立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	194円
	500立方メートルを超える分	208円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の秋田市下水道条例の規定、第 2 条の規定による改正後の秋田市農業集落排水施設条例の規定、第 3 条の規定による改正後の秋田市地域下水道条例の規定および第 4 条の規定による改正後の秋田市個別排水処理施設条例の規定は、令和 9 年 6 月に同年 6 月分として徴収する使用料から適用し、同年 5 月分として徴収する使用料までについては、なお従前の例による。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第54号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項中「東京都千代田区平河町二丁目4番1号」を「東京都中央区京橋三丁目1番1号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年10月13日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第55号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の14第1項中「第4条の22第4項」を「第4条の22第1項」に改める。

第4条の22を次のように改める。

第4条の22 条例第11条第5項の規則で定める通勤手当は、運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関が2以上ある場合においては、その合計額）、条例第11条第2項第2号に定める額（第4条の17第2号に掲げる職員に係るものを除く。）および条例第11条第3項第1号に定める額の合計額（第4条の24第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第5項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 条例第11条第5項の規則で定める日は、給料の支給日とする。

3 条例第11条第5項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第4条の10の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

4 支給単位期間（第1項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当

の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

5 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める給料の支給義務者において支給するものとする。

(1) 職員に新たに条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号もしくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する給料の支給義務者

(2) 前号に掲げるものの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する給料の支給義務者

第4条の23第1項中「の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第4条の10の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除

く。) 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして別に定める場合 別に定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

第4条の23に次の1項を加える。

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、別に定める。

第4条の24第1項中「もの」を「通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として別に定める場合に係るもの」に改める。

第4条の26第2項中「又は」を「もしくは」に、「（次項に規定する場合に該当している場合を除く。）」を「又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合」に、「の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）」を「又は再び通勤することとなった日の属する月」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年9月2日から同月30日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合もしくは通

勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員が改正前の秋田市職員給与条例施行規則第4条の26第2項に規定する場合（同条第3項に規定する場合に該当している場合を除く。）に該当し、特定期間に復職し、もしくは職務に復帰した場合の通勤手当に係る改正後の秋田市職員給与条例施行規則第4条の22第4項に規定する支給単位期間等は、同年10月から開始するものとする。

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 5 号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 4 号に掲げる者」を「法第 9 条第 1 項もしくは秋田市農業集落排水施設条例第 6 条に規定する供用開始の公示の日又は秋田市個別排水処理施設条例第 7 条の規定による設置完了の通知を受けた日から 3 年以内の工事に限るものとし、また第 4 号に掲げる工事」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（助成金の額）

第 6 条 助成金の額は、1 戸 4 万円とし、1 戸 1 件とする。ただし、貸家、アパート、併用住宅等で改造しようとするくみ取便所の便槽又は浄化槽の数が 2 以上ある場合は、総額が 20 万円を超えない範囲内において当該くみ取便所の便槽又は浄化槽 1 につき 4 万円とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の申請に係る資金の助成について適用し、同日前

の申請に係る資金の助成については、なお従前の例による。

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

秋田市上下水道局管理規程第 6 号

秋田市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「支払いのため小切手を振出す」を「支払を行うため当座預金払戻請求書を出納機関へ提出する」に改める。

第32条の 2 第 2 号中「電波利用料」の次に「、車体検査（法定点検）費用、銀行取扱手数料」を加え、同条第 4 号中「、加除式図書の追録代、洗濯代、寝具類の消毒代、写真現像焼付代ならびに図面その他の文書の複写料および焼付料」を「および加除式図書の追録代」に改め、同条中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9）旅費その他の資金前渡により支出するもの

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第43条の見出し中「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に改め、同条第 1 項中「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、支払をする際は、当座預金払戻請求書の記載金額および当座預金払戻請求書帳の残枚数を確認しなければならない。

第43条第2項中「小切手」を「当座預金払戻請求書」に、「以下」を「以外」に改め、「かつ、余白に訂正した旨および訂正した文字数を記載して」を削り、同条第3項中「書損し等による小切手」を「書損じ等により当座預金払戻請求書」に、「当該小切手」を「当該当座預金払戻請求書」に、「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に改め、同条第4項中「小切手帳」を「当座預金払戻請求書帳」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第47条中「および小切手類」を削る。

第51条中「行なう」を「行う」に改め、同条第2号中「が振出した小切手による現金の支払又は隔地払をし、領収書を徴する」を「から提出された当座預金払戻請求書により支払を行う」に改める。

第53条中「支払い」を「支払」に改め、同条第1号および第2号中「ものの。」を「もの」に改め、同条第3号中「小切手」を「当座預金払戻請求書」に、「ものの。」を「もの」に改め、同条第4号中「ものの。」を「もの」に改める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

秋田市告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和8年9月1日

秋田市長 沼 谷 純

課所室名	委任事務
スポーツ振興課	市立体育館、市営運動場および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務。グッズ販売等収入の収納に関する事務
子ども福祉課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当の返還金、児童扶養手当の返還金および医療給付費返還金の収納に関する事務。児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金の収納に関する事務

秋田市告示第274号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第275号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条、第115条の10および第115条の30の規定により告示する。

令和8年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株 式 会 社 M y N u r s i n g	特定施設入 居者生活介 護スマート ホーム	秋田市手形新 栄町4番1号	令和8年 9月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護
合同会社 A d d C a r e	『ごてんま り』秋田ケ アステーシ ョン	秋田市御所野 湯本二丁目1 番2号 秋田 物流センター A-2	令和8年 9月1日	居宅介護支 援、介護予 防支援

秋田市告示第277号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月4日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和8年9月7日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 仁成堂総 合ケアセ ンター	特定施設入 居者生活介 護スマート ホーム	秋田市手形 新栄町4番 1号	令和8年8月31日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護

秋田市告示第279号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月7日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和8年9月7日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定 番号	医療機関の名称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
17	東通腎泌尿器科 クリニック	秋田市東通観音 前8番5号	医療法人清風会 理事長 藤 枝 信 夫	令和8年8月31日

秋田市告示第281号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月8日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第282号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月10日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第283号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、
保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和8年9月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制
区域 12台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和8年8月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和8年9月10日から令和9年3月10日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を
提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者
であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引
取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転

車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第284号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月11日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第285号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月11日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路 線 名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
60109	旧	新屋栗田町11号線	秋田市新屋栗田町393番地先 秋田市新屋栗田町359番1地先	347.0	3.70 ～ 7.50
	新	新屋栗田町11号線	秋田市新屋栗田町393番地先 秋田市新屋栗田町359番1地先	347.0	4.00 ～ 7.54

2 区域変更および供用開始の期日

令和8年9月11日

3 縦覧期間

令和8年9月11日から同年10月5日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和8年9月17日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人とも しび会	特別養護 老人ホー ム光峰苑	秋田市添川字矢 坂16番地1	令和8年9月15日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

秋田市告示第288号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、秋田市長が保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年9月24日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の通知年度等
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第289号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年9月25日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 受託人の住所および氏名
東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー17F
株式会社ローソンエンタテインメント
代表取締役社長 野 口 透
- 2 委託した公金事務に係る歳入
秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券販売に係る収入金
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和8年9月8日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年9月8日
- 5 委託期間
令和8年9月11日から同年12月20日まで

秋田市告示第290号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和8年9月29日

秋田市長 沼 谷 純

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
坂 本 祥	秋田大学医学部 附属病院	呼吸器内科	呼吸器機能障害
御所野 麗 菜	秋田大学医学部 附属病院	呼吸器内科	呼吸器機能障害
佐 藤 暢 子	秋田大学医学部 附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害（追加）
森 下 耀	秋田厚生医療セ ンター	整形外科	肢体不自由
浅 香 康 人	秋田厚生医療セ ンター	整形外科	肢体不自由

秋田市告示第291号

令和8年9月28日の「令和8年8月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年9月30日

秋田市長 沼 谷 純

令和 8 年度秋田市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度秋田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 761,433 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 145,958,318 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		25,158,472	531,732	25,690,204
	2 国庫補助金	3,421,518	531,732	3,953,250
17 県支出金		10,097,732	93,957	10,191,689
	2 県補助金	2,720,254	93,957	2,814,211
19 寄附金		3,139,255	10,923	3,150,178
	1 寄附金	3,139,255	10,923	3,150,178
20 繰入金		1,950,704	672	1,951,376
	2 基金繰入金	1,773,922	672	1,774,594
21 繰越金		942,518	65,937	1,008,455
	1 繰越金	942,518	65,937	1,008,455
22 諸収入		8,803,164	12	8,803,176
	5 雑入	2,020,171	12	2,020,183
23 市債		7,834,800	58,200	7,893,000
	1 市債	7,834,800	58,200	7,893,000
歳 入 合 計		145,196,885	761,433	145,958,318

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		17,261,509	75,792	17,337,301
	1 総務管理費	15,055,664	11,086	15,066,750
	2 徴税費	1,156,700	64,706	1,221,406
3 民生費		57,099,735	269,874	57,369,609
	1 社会福祉費	27,558,320	214,724	27,773,044
	2 児童福祉費	20,009,850	55,150	20,065,000
6 農林水産業費		2,441,606	33,645	2,475,251
	1 農業費	1,765,805	534	1,766,339
	3 林業費	384,111	33,111	417,222
7 商工費		9,759,265	350,766	10,110,031
	1 商工費	9,759,265	350,766	10,110,031
10 教育費		13,255,758	31,356	13,287,114
	2 小学校費	2,991,842	19,803	3,011,645
	3 中学校費	1,802,094	630	1,802,724
	7 保健体育費	844,985	10,923	855,908
歳 出 合 計		145,196,885	761,433	145,958,318

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食調理業務委託経費	令和8年度 ┆ 令和9年度	千円 72,441
中学校給食調理業務委託経費	令和8年度 ┆ 令和9年度	80,376

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 975,000	千円 58,200	千円 1,033,200			
計	7,834,800	58,200	7,893,000			

令和８年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第１号）

令和８年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,304千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ476,501千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 87,720	千円 19,304	千円 107,024
	1 一般会計繰入金	87,720	19,304	107,024
歳 入 合 計		457,197	19,304	476,501

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 11,300	千円 19,304	千円 30,604
	1 地方卸売市場施設整備費	11,300	19,304	30,604
歳 出 合 計		457,197	19,304	476,501

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方卸売市場再整備事業	令和8年度 ） 令和10年度	千円 38,885

令和 8 年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,664 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,752,475 千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 7,707	千円 8,664	千円 16,371
	1 繰越金	7,707	8,664	16,371
歳 入 合 計		31,743,811	8,664	31,752,475

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 7,711	千円 8,664	千円 16,375
	1 償還金及び還付加算金	7,711	8,664	16,375
歳 出 合 計		31,743,811	8,664	31,752,475

秋田市告示第292号

令和8年9月28日の「令和8年8月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年9月30日

秋田市長 沼 谷 純

令和 7 年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,667,253,000 ^円	341,680,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	6,964,646,000	△ 119,431,000	—
第2項 営業外収益	702,605,000	461,061,000	—
第3項 特別利益	2,000	50,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 水道事業費用	7,360,238,000 ^円	△ 494,859,000 ^円	— ^円	— ^円	— ^円	6,865,379,000 ^円
第1項 営業費用	6,929,100,000	△ 393,033,000	—	—	—	6,536,067,000
第2項 営業外費用	428,238,000	△ 107,331,000	—	—	—	320,907,000
第3項 特別損失	1,100,000	5,505,000	—	—	—	6,605,000
第4項 予 備 費	1,800,000	—	—	—	—	1,800,000

水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
8,008,933,000 ^円	7,786,787,228 ^円	△ 222,145,772 ^円	
6,845,215,000	6,817,978,943	△ 27,236,057	(うち、消費税及び地方消費税相当分 611,324,175円)
1,163,666,000	968,755,690	△ 194,910,310	(" 376,527円)
52,000	52,595	595	(" 4,755円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
22,162,800 ^円	6,887,541,800 ^円	6,481,966,912 ^円	8,545,900 ^円	397,028,988 ^円	
22,162,800	6,558,229,800	6,157,883,066	8,545,900	391,800,834	(うち、消費税及び地方消費税相当分 253,137,764円)
—	320,907,000	318,561,824	—	2,345,176	
—	6,605,000	5,522,022	—	1,082,978	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,267円)
—	1,800,000	—	—	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	6,811,823,000 ^円	2,471,478,000 ^円	9,283,301,000 ^円	214,900,000 ^円
第1項 企業債	5,996,600,000	1,448,800,000	7,445,400,000	112,000,000
第2項 出資金	157,381,000	796,758,000	954,139,000	—
第3項 補助金	169,553,000	420,033,000	589,586,000	—
第4項 固定資産売却代金	1,000	4,849,000	4,850,000	—
第5項 負担金及び寄附金	488,288,000	△ 198,962,000	289,326,000	102,900,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	10,425,567,000 ^円	2,485,156,000 ^円	— ^円	12,910,723,000 ^円	730,000,000 ^円	3,246,528,310 ^円
第1項 建設改良費	8,996,796,000	2,493,325,000	—	11,490,121,000	730,000,000	3,246,528,310
第2項 企業債償還金	1,422,086,000	△ 1,484,000	—	1,420,602,000	—	—
第3項 国庫補助金返還金	6,685,000	△ 6,685,000	—	0	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,434,009,046円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
2,919,870,000 ^円	12,418,071,000 ^円	7,091,689,113 ^円	△ 5,326,381,887 ^円	
1,989,200,000	9,546,600,000	5,783,900,000	△ 3,762,700,000	翌年度繰越額 3,604,100,000円
517,800,000	1,471,939,000	536,939,000	△ 935,000,000	” 855,200,000円
412,870,000	1,002,456,000	471,484,000	△ 530,972,000	” 471,085,000円
—	4,850,000	50,545	△ 4,799,455	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 4,595円)
—	392,226,000	299,315,568	△ 92,910,432	(” 13,746,000円) 翌年度繰越額 65,790,000円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
合 計		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
16,887,251,310 ^円	10,525,698,159 ^円	625,000,000 ^円	5,246,220,980 ^円	5,871,220,980 ^円	490,332,171 ^円	
15,466,649,310	9,105,096,978	625,000,000	5,246,220,980	5,871,220,980	490,331,352	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 807,329,624円)
1,420,602,000	1,420,601,181	—	—	—	819	
0	—	—	—	—	—	

額635,949,053円、建設改良積立金605,503,330円及び過年度分損益勘定留保資金2,192,556,663円で補てんした。

令和7年度秋田市水道事業損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 給水収益	5,828,112,371		
(2) 受託工事収益	89,421,514		
(3) その他営業収益	289,120,883	6,206,654,768	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,176,549,620		
(2) 配水費	714,891,758		
(3) 給水費	276,083,813		
(4) 受託工事費	106,319,855		
(5) 業務費	652,893,876		
(6) 総係費	269,646,275		
(7) 減価償却費	2,629,147,538		
(8) 資産減耗費	79,212,567	5,904,745,302	
営業利益			301,909,466
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	18,295,975		
(2) 他会計補助金	15,613,000		
(3) 長期前受金戻入	590,619,687		
(4) 雑収益	55,732,157	680,260,819	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	314,743,763		
(2) 雑支出	5,571,960	320,315,723	359,945,096
経常利益			661,854,562
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	4,050		
(2) 過年度損益修正益	43,790	47,840	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	16,155		
(2) その他特別損失	5,504,600	5,520,755	△ 5,472,915
当年度純利益			656,381,647
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金 変動額			605,503,330
当年度未処分利益剰余金			1,261,884,977

令和 7 年度秋田市水道

(令和 7 年 4 月 1 日から)

	資 本 金	剰 余 金			
		資 本 剰 余 金			
		受贈財産 評 価 額	補 助 金	寄 附 金	そ の 他 資本剰余金
前 年 度 末 残 高	円 24,346,783,110	円 5,068,893,794	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896
前 年 度 処 分 額	319,464,690	—	—	—	—
秋 田 市 水 道 事 業 等 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 第 5 条 に よ る 処 分 額	319,464,690	—	—	—	—
資 本 金 へ の 組 入	319,464,690	—	—	—	—
利 益 積 立 金 の 積 立	—	—	—	—	—
処 分 後 残 高	24,666,247,800	5,068,893,794	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896
当 年 度 変 動 額	536,939,000	—	—	—	—
建 設 改 良 積 立 金 の 取 崩	—	—	—	—	—
他 会 計 繰 入 金 の 受 入	536,939,000	—	—	—	—
当 年 度 純 利 益	—	—	—	—	—
当 年 度 末 残 高	25,203,186,800	5,068,893,794	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896

事業剰余金計算書

令和8年3月31日まで)

余		金			資本合計
	利 益 剰 余 金				
資本剰余金 合 計	建設改良 積 立 金	利益積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
円 7, 678, 492, 948	円 3, 081, 554, 728	円 2, 669, 979, 923	円 858, 168, 877	円 6, 609, 703, 528	円 38, 634, 979, 586
—	—	538, 704, 187	△ 858, 168, 877	△ 319, 464, 690	0
—	—	538, 704, 187	△ 858, 168, 877	△ 319, 464, 690	0
—	—	—	△ 319, 464, 690	△ 319, 464, 690	0
—	—	538, 704, 187	△ 538, 704, 187	0	0
7, 678, 492, 948	3, 081, 554, 728	3, 208, 684, 110	(繰越利益剰余金) 0	6, 290, 238, 838	38, 634, 979, 586
—	△ 605, 503, 330	—	1, 261, 884, 977	656, 381, 647	1, 193, 320, 647
—	△ 605, 503, 330	—	605, 503, 330	0	0
—	—	—	—	—	536, 939, 000
—	—	—	656, 381, 647	656, 381, 647	656, 381, 647
7, 678, 492, 948	2, 476, 051, 398	3, 208, 684, 110	(当年度未処分利益剰余金) 1, 261, 884, 977	6, 946, 620, 485	39, 828, 300, 233

令和 7 年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 25,203,186,800	円 7,678,492,948	円 1,261,884,977
秋田市水道事業等の設置等に関する 条例第 5 条による処分額	605,503,330	—	△ 1,261,884,977
資 本 金 へ の 組 入	605,503,330	—	△ 605,503,330
利 益 積 立 金 の 積 立	—	—	△ 656,381,647
処 分 後 残 高	25,808,690,130	7,678,492,948	(繰越利益剰余金) 0

令和7年度秋田市水道事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

		資 産 の 部	
		円	円
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
イ	土 地	2,047,472,317	
ロ	建 物	4,497,378,801	
	減価償却累計額	△ 3,010,774,943	1,486,603,858
ハ	構 築 物	109,900,397,863	
	減価償却累計額	△ 55,362,207,898	54,538,189,965
ニ	機 械 及 び 装 置	15,471,126,230	
	減価償却累計額	△ 13,170,234,412	2,300,891,818
ホ	車 両 運 搬 具	108,687,924	
	減価償却累計額	△ 83,999,308	24,688,616
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	459,291,223	
	減価償却累計額	△ 297,104,018	162,187,205
ト	リ ー ス 資 産	81,384,333	
	減価償却累計額	△ 17,732,978	63,651,355
チ	建 設 仮 勘 定	10,645,939,944	
	有 形 固 定 資 産 合 計		71,269,625,078
(2)	無 形 固 定 資 産		
イ	ダ ム 使 用 権	1,312,302,838	
ロ	専 用 橋 利 用 権	8,721,173	
ハ	施 設 利 用 権	10,952,290	
	無 形 固 定 資 産 合 計		1,331,976,301
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産		
イ	出 資 金	4,800,000	
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		4,800,000
	固 定 資 産 合 計		72,606,401,379
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 ・ 預 金	12,652,149,358	
(2)	未 収 金	1,279,859,524	
	貸 倒 引 当 金	△ 24,403,422	1,255,456,102
(3)	貯 蔵 品	85,294,148	
(4)	前 払 金	33,800,000	
(5)	そ の 他 流 動 資 産	205,865,820	
	流 動 資 産 合 計		14,232,565,428
	資 産 合 計		86,838,966,807

負債の部			
	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	28,779,601,471	28,779,601,471	
企業債合計			
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	868,583,937		
ロ 修繕引当金	338,940,517		
引当金合計		1,207,524,454	
固定負債合計			29,987,125,925
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,418,104,480	1,418,104,480	
企業債合計			
(2) リース債務		10,911,156	
(3) 未払金		1,728,273,372	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	67,274,837		
ロ 法定福利費引当金	13,370,419		
引当金合計		80,645,256	
(5) 預り金		161,595,707	
流動負債合計			3,399,529,971
5 繰延収益			
長期前受金		20,290,412,711	
収益化累計額		△ 6,666,402,033	
繰延収益合計			13,624,010,678
負債合計			47,010,666,574
資本の部			
6 資本金			25,203,186,800
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	5,068,893,794		
ロ 補助金	295,420,304		
ハ 寄附金	2,297,129,954		
ニ その他資本剰余金	17,048,896		
資本剰余金合計		7,678,492,948	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	2,476,051,398		
ロ 利益積立金	3,208,684,110		
ハ 当年度未処分利益剰余金	1,261,884,977		
利益剰余金合計		6,946,620,485	
剰余金合計			14,625,113,433
資本合計			39,828,300,233
負債資本合計			86,838,966,807

令和 7 年度秋田市

(1) 収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	10,922,012,000 ^円	△ 257,589,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	7,462,694,000	△ 40,632,000	—
第2項 営業外収益	3,459,316,000	△ 216,963,000	—
第3項 特別利益	2,000	6,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	10,444,897,000 ^円	△ 173,894,000 ^円	— ^円	— ^円	— ^円	10,271,003,000 ^円
第1項 営業費用	9,830,096,000	△ 124,025,000	—	—	—	9,706,071,000
第2項 営業外費用	610,750,000	△ 63,385,000	—	—	—	547,365,000
第3項 特別損失	1,501,000	13,516,000	—	—	—	15,017,000
第4項 予 備 費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000

下水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
10,664,423,000 ^円	10,848,837,328 ^円	184,414,328 ^円	
7,422,062,000	7,404,570,371	△ 17,491,629	(うち、消費税及び地方消費税相当分 474,099,109円)
3,242,353,000	3,444,196,033	201,843,033	(" 307,531円)
8,000	70,924	62,924	(" 6,446円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
— ^円	10,271,003,000 ^円	9,966,594,049 ^円	— ^円	304,408,951 ^円	
—	9,706,071,000	9,410,885,068	—	295,185,932	(うち、消費税及び地方消費税相当分 330,995,742円)
—	547,365,000	542,177,900	—	5,187,100	
—	15,017,000	13,531,081	—	1,485,919	(うち、消費税及び地方消費税相当分 1,444円)
—	2,550,000	—	—	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	円 12,007,662,000	円 △ 5,601,179,000	円 6,406,483,000	円 2,065,073,000
第1項 企業債	6,618,800,000	△ 2,540,600,000	4,078,200,000	1,509,500,000
第2項 出資金	885,404,000	△ 237,000	885,167,000	—
第3項 補助金	4,412,813,000	△ 3,066,022,000	1,346,791,000	527,573,000
第4項 負担金	90,644,000	5,630,000	96,274,000	28,000,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	50,000	51,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 資本的支出	円 16,432,425,000	円 △ 5,812,219,000	円 —	円 10,620,206,000	円 2,177,648,000	円 4,116,000,000
第1項 建設改良費	11,428,195,000	△ 5,805,218,000	—	5,622,977,000	2,177,648,000	4,116,000,000
第2項 企業債償還金	5,004,230,000	△ 7,001,000	—	4,997,229,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,744,515,604円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整留保資金2,618,334,022円で補てんした。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 3,665,600,000	円 12,137,156,000	円 8,214,187,878	円 △ 3,922,968,122	
2,057,500,000	7,645,200,000	5,037,500,000	△ 2,607,700,000	翌年度繰越額 2,152,100,000円
—	885,167,000	885,167,000	0	
1,608,100,000	3,482,464,000	2,241,496,486	△ 1,240,967,514	翌年度繰越額 1,208,955,150円
—	124,274,000	49,972,915	△ 74,301,085	” 20,000,000円
—	51,000	51,477	477	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 4,680円)

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
合 計		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 16,913,854,000	円 12,958,703,482	円 2,776,389,800	円 897,652,300	円 3,674,042,100	円 281,108,418	
11,916,625,000	7,961,475,979	2,776,389,800	897,652,300	3,674,042,100	281,106,921	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 694,737,619円)
4,997,229,000	4,997,227,503	—	—	—	1,497	

額488,279,061円、減債積立金418,830,783円、過年度分損益勘定留保資金1,219,071,738円及び当年度分損益勘定

令和 7 年度秋田市下水道事業損益計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	4,745,083,762		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,184,739,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	648,500	6,930,471,262	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	500,851,263		
(2) ポ ン プ 場 費	685,492,253		
(3) 処 理 場 費	24,068,864		
(4) 流 域 下 水 道 費	1,695,685,422		
(5) 業 務 費	389,203,038		
(6) 総 係 費	263,121,109		
(7) 減 価 償 却 費	5,417,219,616		
(8) 資 産 減 耗 費	104,247,761	9,079,889,326	
営 業 損 失			2,149,418,064
3 営 業 外 収 益			
(1) 受取利息及び配当金	2,387,760		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,219,473,000		
(3) 補 助 金	28,492,950		
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	1,903,877,325		
(5) 雑 収 益	9,409,604	3,163,640,639	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	541,265,711		
(2) 雑 支 出	65,527,362	606,793,073	2,556,847,566
経 常 利 益			407,429,502
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	3,203		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	61,275	64,478	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	14,437		
(2) そ の 他 特 別 損 失	13,515,200	13,529,637	△ 13,465,159
当 年 度 純 利 益			393,964,343
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金 変 動 額			418,830,783
当年度未処分利益剰余金			812,795,126

令和 7 年度秋田市下水道

(令和 7 年 4 月 1 日から)

	資 本 金	剰		
		資 本 剰 余		
		受贈財産 評 価 額	負 担 金	寄 附 金
前 年 度 末 残 高	円 47,516,293,815	円 2,351,276,307	円 1,290,931,248	円 21,327
前 年 度 処 分 額	296,073,116	—	—	—
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第 5 条による 処 分 額	296,073,116	—	—	—
資本金への組入	296,073,116	—	—	—
減債積立金の積立	—	—	—	—
処 分 後 残 高	47,812,366,931	2,351,276,307	1,290,931,248	21,327
当 年 度 変 動 額	1,166,042,518	—	56,129	—
減債積立金の取崩	—	—	—	—
他会計繰入金の受入	885,167,000	—	—	—
農業集落排水事業会計 か ら の 引 き 継 ぎ	280,875,518	—	56,129	—
当 年 度 純 利 益	—	—	—	—
当 年 度 末 残 高	48,978,409,449	2,351,276,307	1,290,987,377	21,327

事業剰余金計算書

令和8年3月31日まで)

余		金			資本合計
金		利 益 剰 余 金			
補 助 金	資本剰余金 合 計	減債積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
円 1, 261, 467, 057	円 4, 903, 695, 939	円 0	円 714, 903, 899	円 714, 903, 899	円 53, 134, 893, 653
—	—	418, 830, 783	△ 714, 903, 899	△ 296, 073, 116	0
—	—	418, 830, 783	△ 714, 903, 899	△ 296, 073, 116	0
—	—	—	△ 296, 073, 116	△ 296, 073, 116	0
—	—	418, 830, 783	△ 418, 830, 783	0	0
1, 261, 467, 057	4, 903, 695, 939	418, 830, 783	(繰越利益剰余金) 0	418, 830, 783	53, 134, 893, 653
5, 950, 749	6, 006, 878	△ 418, 830, 783	812, 795, 126	393, 964, 343	1, 566, 013, 739
—	—	△ 418, 830, 783	418, 830, 783	0	0
—	—	—	—	—	885, 167, 000
5, 950, 749	6, 006, 878	—	—	—	286, 882, 396
—	—	—	393, 964, 343	393, 964, 343	393, 964, 343
1, 267, 417, 806	4, 909, 702, 817	0	(当年度未処分利益剰余金) 812, 795, 126	812, 795, 126	54, 700, 907, 392

令和 7 年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 48,978,409,449	円 4,909,702,817	円 812,795,126
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第 5 条による処分数額	418,830,783	—	△ 812,795,126
資 本 金 へ の 組 入	418,830,783	—	△ 418,830,783
利 益 積 立 金 の 積 立	—	—	△ 393,964,343
処 分 後 残 高	49,397,240,232	4,909,702,817	(繰越利益剰余金) 0

令和7年度秋田市下水道事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
イ	土 地		3,100,995,625		
ロ	建 物	6,010,956,067			
	減価償却累計額	<u>△ 3,209,454,485</u>	2,801,501,582		
ハ	構 築 物	228,564,949,570			
	減価償却累計額	<u>△ 91,173,702,552</u>	137,391,247,018		
ニ	機 械 及 び 装 置	25,279,420,277			
	減価償却累計額	<u>△ 18,420,601,606</u>	6,858,818,671		
ホ	車 両 運 搬 具	18,171,638			
	減価償却累計額	<u>△ 12,975,712</u>	5,195,926		
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	50,470,285			
	減価償却累計額	<u>△ 32,632,149</u>	17,838,136		
ト	建 設 仮 勘 定		4,648,794,951		
	有 形 固 定 資 産 合 計			154,824,391,909	
(2)	無 形 固 定 資 産				
イ	施 設 利 用 権		8,902,510,423		
	無 形 固 定 資 産 合 計			8,902,510,423	
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産				
イ	投 資 有 価 証 券		10,410,000		
	投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>10,410,000</u>	
	固 定 資 産 合 計				163,737,312,332
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 ・ 預 金			5,672,661,231	
(2)	未 収 金		868,268,794		
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 34,631,007</u>	833,637,787	
(3)	前 払 金			<u>418,010,000</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>6,924,309,018</u>
	資 産 合 計				<u><u>170,661,621,350</u></u>

※このほかに次年度以降分割納付分として受益者負担金3,540,200円および分担金18,200円を予定している。

負債の部			
	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	51,710,820,978		
企業債合計		51,710,820,978	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	485,138,424		
ロ 修繕引当金	780,569,000		
引当金合計		1,265,707,424	
固定負債合計			52,976,528,402
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,968,121,432		
企業債合計		4,968,121,432	
(2) 未払金		2,806,724,374	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	38,344,444		
ロ 法定福利費引当金	7,636,868		
引当金合計		45,981,312	
(4) その他流動負債		272,497	
流動負債合計			7,821,099,615
5 繰延収益			
長期前受金		79,031,196,081	
収益化累計額		△ 23,868,110,140	
繰延収益合計			55,163,085,941
負債合計			115,960,713,958
資本の部			
6 資本金			48,978,409,449
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	2,351,276,307		
ロ 負担金	1,290,987,377		
ハ 寄附金	21,327		
ニ 補助金	1,267,417,806		
資本剰余金合計		4,909,702,817	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処分利益剰余金	812,795,126		
利益剰余金合計		812,795,126	
剰余金合計			5,722,497,943
資本合計			54,700,907,392
負債資本合計			170,661,621,350

令和7年度秋田市農業

(1) 収益の収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	388,136,000 ^円	△ 20,501,000 ^円	— ^円
第1項 営 業 収 益	42,203,000	6,989,000	—
第2項 営 業 外 収 益	345,932,000	△ 38,859,000	—
第3項 特 別 利 益	1,000	11,369,000	—
第2款 個別排水処理事業収益	37,292,000	27,000	—
第1項 営 業 収 益	8,063,000	164,000	—
第2項 営 業 外 収 益	29,227,000	△ 137,000	—
第3項 特 別 利 益	2,000	—	—
合 計	425,428,000	△ 20,474,000	—

支 出

区 分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	
第1款 農業集落排水 事業費用	386,881,000 ^円	△ 20,586,000 ^円	— ^円	— ^円	— ^円	366,295,000 ^円
第1項 営 業 費 用	369,887,000	△ 23,190,000	—	△ 1,347,000	—	345,350,000
第2項 営 業 外 費 用	16,444,000	△ 276,000	—	1,347,000	—	17,515,000
第3項 特 別 損 失	50,000	2,880,000	—	—	—	2,930,000
第4項 予 備 費	500,000	—	—	—	—	500,000
第2款 個別排水処理 事業費用	38,421,000	12,000	—	—	—	38,433,000
第1項 営 業 費 用	36,878,000	△ 25,000	—	—	—	36,853,000
第2項 営 業 外 費 用	1,441,000	37,000	—	—	—	1,478,000
第3項 特 別 損 失	2,000	—	—	—	—	2,000
第4項 予 備 費	100,000	—	—	—	—	100,000
合 計	425,302,000	△ 20,574,000	—	—	—	404,728,000

集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
367,635,000 ^円	367,355,992 ^円	△ 279,008 ^円	
49,192,000	49,447,882	255,882	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 4,460,445円)
307,073,000	306,539,236	△ 533,764	
11,370,000	11,368,874	△ 1,126	
37,319,000	37,347,007	28,007	
8,227,000	8,255,588	28,588	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 749,728円)
29,090,000	29,091,419	1,419	
2,000	—	△ 2,000	
404,954,000	404,702,999	△ 251,001	

額	合 計	決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による繰越額					
— ^円	366,295,000 ^円	341,563,983 ^円	— ^円	24,731,017 ^円	
—	345,350,000	321,670,132	—	23,679,868	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 11,336,718円)
—	17,515,000	17,013,851	—	501,149	
—	2,930,000	2,880,000	—	50,000	
—	500,000	—	—	500,000	
—	38,433,000	36,784,379	—	1,648,621	
—	36,853,000	35,306,819	—	1,546,181	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 1,747,331円)
—	1,478,000	1,477,560	—	440	
—	2,000	—	—	2,000	
—	100,000	—	—	100,000	
—	404,728,000	378,348,362	—	26,379,638	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業資本的収入	55,535,000	△ 4,831,000	50,704,000	—
第1項 企業債	6,300,000	—	6,300,000	—
第2項 出 資 金	36,067,000	△ 4,831,000	31,236,000	—
第3項 補 助 金	12,000,000	—	12,000,000	—
第4項 基金繰入金	1,168,000	—	1,168,000	—
第2款 個別排水処理事業資本的収入	20,389,000	△ 6,571,000	13,818,000	—
第1項 企業債	6,200,000	△ 1,500,000	4,700,000	—
第2項 出 資 金	12,262,000	△ 4,419,000	7,843,000	—
第3項 補 助 金	1,442,000	△ 431,000	1,011,000	—
第4項 負 担 金	485,000	△ 221,000	264,000	—
合 計	75,924,000	△ 11,402,000	64,522,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
第1款 農業集落排水事業資本的支出	171,078,000	△ 5,315,000	—	165,763,000	—	—
第1項 建設改良費	33,400,000	△ 5,112,000	—	28,288,000	—	—
第2項 企業債償還金	137,675,000	△ 203,000	—	137,472,000	—	—
第3項 投 資	3,000	—	—	3,000	—	—
第2款 個別排水処理事業資本的支出	28,161,000	△ 6,589,000	—	21,572,000	—	—
第1項 建設改良費	18,264,000	△ 6,564,000	—	11,700,000	—	—
第2項 企業債償還金	9,897,000	△ 25,000	—	9,872,000	—	—
合 計	199,239,000	△ 11,904,000	—	187,335,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額123,383,468円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 50,704,000	円 49,346,000	円 △ 1,358,000	
—	6,300,000	6,300,000	0	
—	31,236,000	29,878,000	△ 1,358,000	
—	12,000,000	12,000,000	0	
—	1,168,000	1,168,000	0	
—	13,818,000	13,318,600	△ 499,400	
—	4,700,000	4,200,000	△ 500,000	
—	7,843,000	7,843,000	0	
—	1,011,000	1,011,000	0	
—	264,000	264,600	600	
—	64,522,000	62,664,600	△ 1,857,400	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
合 計		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 165,763,000	円 164,521,282	円 —	円 —	円 —	円 1,241,718	
28,288,000	27,047,180	—	—	—	1,240,820	(うち、消費税及び地方消費税相当分 2,025,599円)
137,472,000	137,471,102	—	—	—	898	
3,000	3,000	—	—	—	0	
21,572,000	21,526,786	—	—	—	45,214	
11,700,000	11,655,627	—	—	—	44,373	(うち、消費税及び地方消費税相当分 573,140円)
9,872,000	9,871,159	—	—	—	841	
187,335,000	186,048,068	—	—	—	1,286,932	

額1,391,867円、減債積立金16,963,098円及び過年度分損益勘定留保資金105,028,503円で補てんした。

令和 7 年度秋田市農業集落排水事業損益計算書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	44,646,437			
(2) 他 会 計 負 担 金	341,000	44,987,437		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	1,893,891			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	5,611,969	7,505,860	52,493,297	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管 渠 費	28,581,414			
(2) 処 理 場 費	86,002,743			
(3) 業 務 費	3,563,637			
(4) 総 係 費	11,810,542			
(5) 減 価 償 却 費	178,987,660			
(6) 資 産 減 耗 費	1,387,418	310,333,414		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個 別 排 水 処 理 施 設 浄 化 槽 費	4,739,555			
(2) 個 別 排 水 処 理 施 設 業 務 費	130,000			
(3) 個 別 排 水 処 理 施 設 減 価 償 却 費	2,572,518			
(4) 特定地域生活排水処理施設 浄 化 槽 費	13,673,945			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業 務 費	461,819			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減 価 償 却 費	11,981,651	33,559,488	343,892,902	
営 業 損 失				291,399,605
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	859,567			
(2) 他 会 計 補 助 金	216,302,000			
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	89,132,199			
(4) 雑 収 益	247,219	306,540,985		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個 別 排 水 処 理 施 設 他 会 計 補 助 金	6,244,000			
(2) 個 別 排 水 処 理 施 設 長 期 前 受 金 戻 入	187,911			
(3) 特定地域生活排水処理施設 他 会 計 補 助 金	21,372,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設 長 期 前 受 金 戻 入	1,287,508	29,091,419	335,632,404	

	円	円	円	円
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	15,141,351			
(2) 雑支出	11,139,992	26,281,343		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	204,969			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,272,591	1,477,560	27,758,903	307,873,501
経常利益				16,473,896
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) その他特別利益	11,368,874	11,368,874	11,368,874	
10 農業集落排水事業特別損失				
(1) その他特別損失	2,880,000	2,880,000	2,880,000	8,488,874
当年度純利益				24,962,770
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金 変動額				16,963,098
当年度未処分利益剰余金				41,925,868

令和 7 年度秋田市農業集落

(令和 7 年 4 月 1 日から

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	
		負 担 金	補 助 金
前 年 度 末 残 高	円 2, 228, 485, 449	円 2, 002, 705	円 194, 814, 258
前 年 度 処 分 額	17, 017, 361	—	—
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第 5 条による処分額	17, 017, 361	—	—
資 本 金 へ の 組 入	17, 017, 361	—	—
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	—
処 分 後 残 高	2, 245, 502, 810	2, 002, 705	194, 814, 258
当 年 度 変 動 額	△ 243, 154, 518	△ 56, 129	△ 5, 950, 749
減 債 積 立 金 の 取 崩	—	—	—
他 会 計 繰 入 金 の 受 入	37, 721, 000	—	—
下水道事業会計への引き継ぎ	△ 280, 875, 518	△ 56, 129	△ 5, 950, 749
当 年 度 純 利 益	—	—	—
当 年 度 末 残 高	2, 002, 348, 292	1, 946, 576	188, 863, 509

排水事業剰余金計算書

令和8年3月31日まで)

余		金		資本合計
	利 益 剰 余 金			
資本剰余金 合 計	減債積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
円 196,816,963	円 0	円 33,980,459	円 33,980,459	円 2,459,282,871
—	16,963,098	△ 33,980,459	△ 17,017,361	0
—	16,963,098	△ 33,980,459	△ 17,017,361	0
—	—	△ 17,017,361	△ 17,017,361	0
—	16,963,098	△ 16,963,098	0	0
196,816,963	16,963,098	(繰越利益剰余金) 0	16,963,098	2,459,282,871
△ 6,006,878	△ 16,963,098	41,925,868	24,962,770	△ 224,198,626
—	△ 16,963,098	16,963,098	0	0
—	—	—	—	37,721,000
△ 6,006,878	—	—	—	△ 286,882,396
—	—	24,962,770	24,962,770	24,962,770
190,810,085	0	(当年度未処分利益剰余金) 41,925,868	41,925,868	2,235,084,245

令和 7 年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 2,002,348,292	円 190,810,085	円 41,925,868
秋田市水道事業等の設置等に関する 条例第 5 条による処分数額	16,963,098	—	△ 41,925,868
資 本 金 へ の 組 入	16,963,098	—	△ 16,963,098
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	△ 24,962,770
処 分 後 残 高	2,019,311,390	190,810,085	(繰越利益剰余金) 0

令和7年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表

(令和8年3月31日)

		資 産 の 部		
		円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		63,503,025		
ロ 建 物	1,028,468,951			
減価償却累計額	<u>△ 424,947,567</u>	603,521,384		
ハ 構 築 物	5,779,185,038			
減価償却累計額	<u>△ 2,196,973,913</u>	3,582,211,125		
ニ 機 械 及 び 装 置	1,491,714,735			
減価償却累計額	<u>△ 1,166,858,001</u>	324,856,734		
ホ 工具、器具及び備品	935,043			
減価償却累計額	<u>△ 613,488</u>	321,555		
ヘ 建設仮勘定		<u>84,291,146</u>		
有形固定資産合計			4,658,704,969	
(2) 投資その他の資産				
イ 基 金		<u>2,672,000</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,672,000</u>	
固 定 資 産 合 計				4,661,376,969
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 ・ 預 金			736,390,016	
(2) 未 収 金		9,502,478		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 221,531</u>	<u>9,280,947</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>745,670,963</u>
資 産 合 計				<u><u>5,407,047,932</u></u>

負債の部			
	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,022,608,675		
企業債合計		1,022,608,675	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	16,192,975		
ロ 修繕引当金	16,000,000		
引当金合計		32,192,975	
固定負債合計			1,054,801,650
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	143,364,671		
企業債合計		143,364,671	
(2) 未払金		27,146,448	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	2,674,796		
ロ 法定福利費引当金	541,736		
引当金合計		3,216,532	
(4) その他流動負債		29,428,300	
流動負債合計			203,155,951
5 繰延収益			
長期前受金		3,291,564,668	
収益化累計額		△ 1,377,558,582	
繰延収益合計			1,914,006,086
負債合計			3,171,963,687
資本の部			
6 資本金			2,002,348,292
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 負担金	1,946,576		
ロ 補助金	188,863,509		
資本剰余金合計		190,810,085	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処分利益剰余金	41,925,868		
利益剰余金合計		41,925,868	
剰余金合計			232,735,953
資本合計			2,235,084,245
負債資本合計			5,407,047,932

秋田市教委告示第11号

令和8年9月24日午後3時30分秋田市役所5階5－A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和8年9月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 教育委員会事務の点検・評価に関する件
- 2 裁決（公文書不存在による不開示決定処分に係る審査請求）に関する件

秋市選管告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,012 人
2	6分の1の数	41,766 人
3	3分の1の数	83,531 人

秋田市農委告示第11号

令和8年9月18日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和8年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件
- 4 令和9年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和8年3月27日付け秋田市指令第2743号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和8年9月16日

秋田市長 沼 谷 純

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市手形字才ノ浜7番地6

齊 藤 英 知

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市広面字近藤堰越35番3、72番から74番までおよび35番3地先水路

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和8年9月24日

秋田市長 沼谷 純

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園	2・2・4号	からみ田街区公園
秋田都市計画公園	2・2・33号	柳原新田第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・36号	牛島第2街区公園
秋田都市計画公園	2・2・37号	牛島第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・41号	新屋丸岡第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・45号	新屋下夕野街区公園
秋田都市計画公園	2・3・47号	栗田神社街区公園
秋田都市計画公園	2・2・48号	新屋三ツ小屋街区公園
秋田都市計画公園	2・2・49号	新屋勝平山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・50号	新屋割山街区公園
秋田都市計画公園	2・2・114号	牛島西二丁目第3街区公園
秋田都市計画公園	2・2・115号	牛島東五丁目街区公園
秋田都市計画公園	2・3・118号	桜街区公園
秋田都市計画公園	2・2・196号	卸町第1街区公園
秋田都市計画公園	2・2・199号	新屋西第3街区公園
秋田都市計画公園	3・3・1号	檜山明田近隣公園

秋田都市計画公園	3・3・2号	牛島運動公園
秋田都市計画公園	3・3・3号	新屋丸岡第2近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・4号	日吉神社近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・6号	新屋割山近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・15号	秋田駅東近隣公園
秋田都市計画公園	3・3・16号	広面近隣公園

2 位置および区域

秋田市手形からみでん、卸町二丁目、牛島西一丁目、新屋比内町、新屋扇町、新屋栗田町、新屋寿町、新屋船場町、牛島西二丁目、牛島東五丁目、横森二丁目、卸町四丁目、新屋日吉町、浜田字後谷地、東通明田、牛島東一丁目、新屋割山町、広面字屋敷田、広面字碓、下北手桜字宮ヶ沢および広面字広面地内

3 縦覧期間

令和8年9月24日から同年10月8日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和8年9月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市教委公告

令和 9 年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成 3 年秋田市教委規則第 8 号）第 8 条第 2 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 18 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

1 選抜の種類

特色選抜および一般選抜を設定する。1 次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行い、1 次募集において欠員が生じた場合は 2 次募集を実施する。

2 WEB 出願システムによる出願期間および出願情報等の提出先

(1) 出願情報提出期間

ア 1 次募集（特色選抜および一般選抜）

令和 9 年 2 月 1 日（月）から同月 4 日（木）正午まで

イ 2 次募集

令和 9 年 3 月 15 日（月）から同月 16 日（火）午前 11 時まで

(2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

3 入学検定料

2,200 円

4 入学志願者検査日

(1) 1 次募集（特色選抜および一般選抜）令和 9 年 3 月 4 日（木）

ア 学力検査

5 教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和9年3月5日（金）に実施する場合がある。

(2) 2次募集 令和9年3月18日（木）

面接を秋田市立秋田商業高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和9年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」(ア)～(エ)に当てはまる者

(ア) 基本的生活習慣をきちんと身に付けている生徒

(イ) 商業を学ぶことに対して大いに興味・関心をもつ生徒

(ウ) 目標をもって主体的に学習や部活動などの学校生活に向き合い、成長しようとする意欲をもつ生徒

(エ) 社会に目を向け、様々な人と協力して物事に取り組む姿勢をもつ生徒

ウ 次の(ア)～(ウ)に当てはまる者

(ア) 基本的生活習慣が身に付いており、学習成績が良好で、商業の学びに強い意欲と興味・関心をもつ生徒

(イ) 文化的・体育的活動等において、大会等での顕著な実績があるか又はそれと同等の優れた資質・能力を有している生徒

(ウ) 入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動に所属し、3年間活動を継続する意志のある生徒

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和9年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

- (3) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

- (1) 学科名 商業科
(2) 募集定員 210名

7 合否通知

- (1) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和9年3月12日（金）午後4時

- (2) 2次募集

令和9年3月23日（火）午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和9年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

令和9年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）第8条第2項の規定により公告する。

令和8年9月28日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、特色選抜および一般選抜を設定する。

先に連携型中高一貫入学者選抜を行い、その後1次募集として、特色選抜と一般選抜の両方を同日に行う。1次募集において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期間および提出先

(1) 出願情報提出期間

ア 連携型中高一貫入学者選抜

令和9年1月8日（金）から同月12日（火）午後4時まで

イ 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和9年2月1日（月）から同月4日（木）正午まで

ウ 2次募集

令和9年3月15日（月）から同月16日（火）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立御所野学院高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 令和9年1月20日（水）

ア 作文 秋田市立御所野学院高等学校において行う。

イ 面接 作文終了後、同学校において行う。

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）令和9年3月4日（木）

ア 学力検査

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）を実施する。

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

なお、志願者数の状況等により、令和9年3月5日（金）に実施する場合がある。

(3) 2次募集 令和9年3月18日（木）

面接を秋田市立御所野学院高等学校において行う。

5 出願資格

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 御所野学院中学校を令和9年3月に卒業する見込みの者で、「令和9年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしているもの

(2) 特色選抜 次のア、イおよびウを満たし、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和9年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次に示す「求める生徒像」（ア）～（ウ）に当てはまる者

（ア）地域活動や奉仕活動を通して自己を高め、地域社会に貢献しようとする生徒

（イ）グローバル化、情報化に対応できる学力を有し、明確な進路目標をさだめ主体的に学ぶ生徒

（ウ）体育的・文化的活動に顕著な成果を収め、入学後も継続して活動する強い意志を持つ生徒

ウ 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者

(3) 一般選抜 次のア又はイに該当し、連携型中高一貫入学者選抜で合格していない者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和9年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(4) 2次募集 秋田県公立高等学校の1次募集を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集定員

(1) 学科名 普通科

(2) 募集定員 80名

7 合否通知

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和9年1月27日（水）発送

(2) 1次募集（特色選抜および一般選抜）

令和9年3月12日（金）午後4時（WEB出願システム）

(3) 2次募集

令和9年3月23日（火）午後2時（WEB出願システム）

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和9年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和9年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋市選管公告

検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項および裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第21条第1項の規定に基づき、検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和8年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和8年9月18日（金）午前10時30分